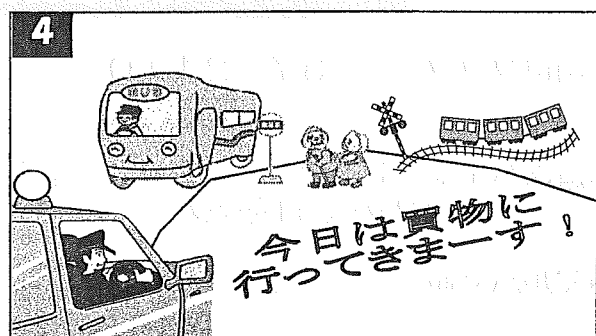
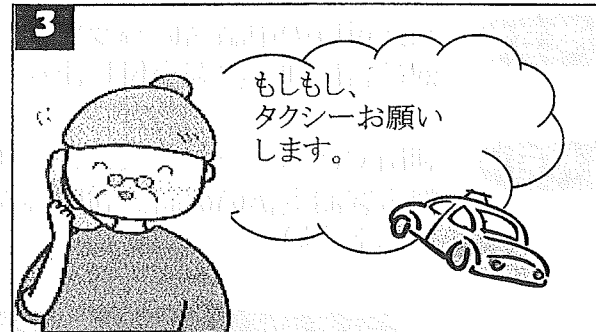


# 北栄町地域交通利用券のご案内

交通の不便な地域にお住まいの方を対象に、地域交通利用者の負担軽減と公共交通機関の利用促進を目的として、日常生活で必要な交通手段についてタクシー利用料を助成します。平成24年度は試験的に行い、みなさまのご意見を聞きながら、本格実施に向けて検討を進めます。



## 利用できる方

※対象地域にお住まいの65歳以上の方のうち

- ・自動車運転免許証がない方
- ・自動車を所有していない方
- ・自動車を運転できない理由がある方

## 対象地域

江北浜、東新田場、西新田場、国坂浜、大野、米里、北条島、曲、向山団地、小河原団地、さつきヶ丘団地、原、大島、西穂波、穂波、東亀谷、東高尾、岩坪、高千穂、比山、青木

## 利用できる範囲

自宅と拠点（右記のとおり）までの往復です。（片道を1回とします）

## 拠点とは

J R：由良駅・下北条駅  
バス停：江北、国坂、島茶屋、亀谷

## 利用券について

- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます
- ・月8枚で期間分をまとめて交付します。
- ・利用券は本人のみ利用できます。（家族や他人へ譲渡できません）
- ・1枚につき800円を上限に助成しますが、利用料も最低300円は自己負担となります。

## 試験実施期間

平成24年9月1日～10月31日

### 例① 運賃が580円の場合

利用者	300円
町助成	280円

### 例② 運賃が1,500円の場合

利用者	700円
町助成	800円（上限）

# 北栄町はみなさんの暮らしを応援します！

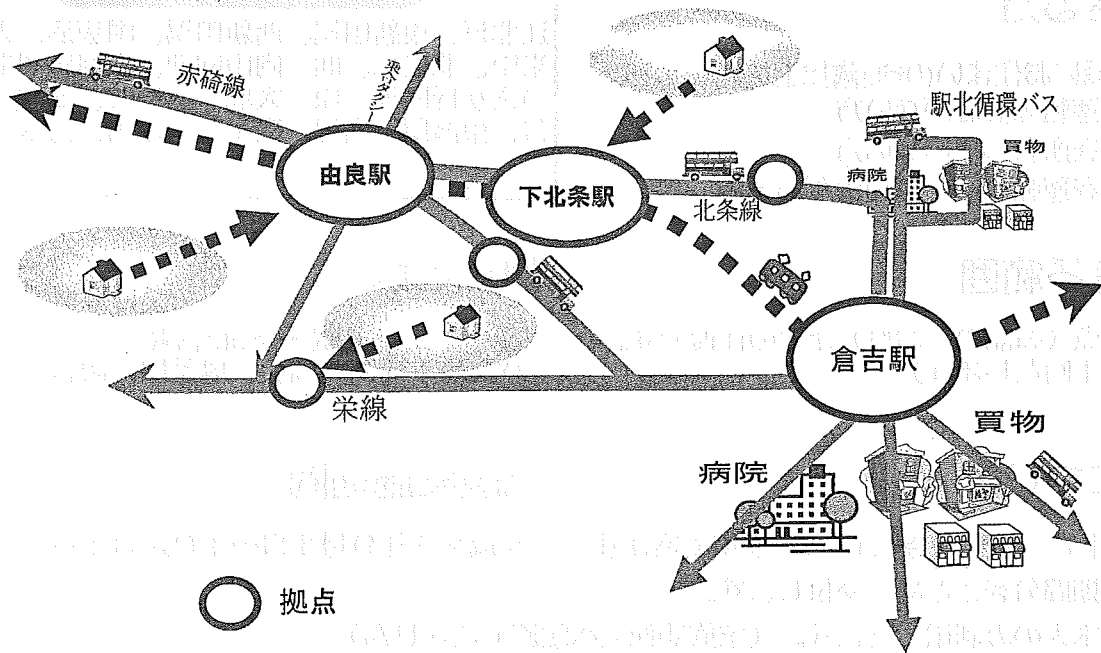
## 申請から利用まで

- 申請場所** 北栄町役場 政策企画課 (大栄庁舎)
- 受付期間** 平成24年8月20日(月)から随時受け付けます。
- 手続き** 備え付けの申請書に必要事項をご記入ください。  
対象者に利用券を交付します。
- ご利用** 利用できるタクシー会社をご利用下さい。  
料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払い下さい。

申請は代理の方でも可能です。役場へ出かけることが困難な方はお気軽にご相談下さい。

### 利用できるタクシー会社

- 由良タクシー 37-2110
- 倉吉交通 22-1511
- 倉吉ハイヤーセンター 22-7111  
中央タクシー、日交タクシー
- 日ノ丸ハイヤー(株) 22-3155
- マルハ交通 34-2232



### 【お問合せ先】

北栄町 政策企画課 (大栄庁舎2F) ☎ 37-5864(直通)